

第3回国立市保育審議会会議録

日 時 平成26年9月19日(金) 午後7時～午後9時
会 場 福祉会館中会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ 竹内 幹 山口 千恵子 津田 知佳子
川田 あゆみ 成塚 久美 神田 憲治 川上 冴子
小島 幸子 大瀧 みどり)

1. 審議会の運営について

【事務局】 新開先生はきょう少しおしてくると聞いてございますので、あとの委員さんは全員そろってございます。

【副会長】 始めましょう。

規則にのっとって私のほうが議事進行します。

こんばんは。第3回国立市保育審議会を始めます。

きょうは、平成26年9月19日金曜日です。午後7時を回りましたので、審議会を開催します。

定例のほうは事務局から、大丈夫ですか、一応確認していただいて。定足数は。

【事務局】 定足数のほうは、10人中9人で定足数に充足しております。

【副会長】 会長のほうがおくれるということで、副会長の私が議事進行をいたします。

では、議題の2のほう、保育園の保育料について。いろいろ資料がありますので、事務局のほうから1つ1つ説明していただきます。お願いします。

【事務局】 では今回、資料について説明させていただきます。

今回、資料1から資料10までございます。今お手元の資料1から10まであることをご確認ください。

資料5が5-1と5-2というふうになってございます。また、資料9、10についても2枚ずつになってございます。

それでは、資料1からご説明いたします。

前回の審議会のとくにいろいろと意見がありまして、その意見の中で、試算をこちらの市のほうで行いまして、そちらの試算が資料1、2、3という形で試算が1から3までございます。そちらから説明させていただきます。

まず、試算1、こちらは今回の保育料を上げるということを一切せず、保育料が上

がる人を一切出さない形で階層を本来第1階層から第20階層までであるところを、階層を下げることで対応をするという表になっております。この表でいきますと、保育料が上がる人がゼロというふうになるのですが、今回の所得税から住民税に切りかわるという中で、全体的に下げてしまうという形がありますので、約4,000万円近く市の負担がふえると、これは新たに増えるといった形の試算となっております。

試算2、資料2の説明となります。今度、こちらは少しずつ保育料、各階層が1から20まで今回はございますが、各階層の金額を少しずつ下げさせていただきます。下げたものにつきましては、一番右側、Cのように書いてあるのですが、Cの部分を見ていただければその差額が書いてございます。また、上の階層ですね。上位の階層につきまして、17階層から上につきましては、ちょっとあまり下げない形をとらせていただく形で今回試算をさせていただきますが、1人当たりの上昇金額が2,400円程度となっております。これは一番初めのこちらが記載した金額は1人当たり3,800円ほど上がっている計算から、1人当たり2,400円、つまり1,400円ほど平均して下げた金額となっております。

資料3の説明となります。資料3につきましては、今回、多子軽減といいたまうか、年少扶養控除の関係の話がございました。年少扶養控除がありましたので、その部分を今度加味した部分の表となっております。こちらのほうは第2子、保育園の場合ですと、その保育園に入っている方という中では、第3子についてはゼロ円、無料となっておりますので、第2子については現在保育料が、通常の保育料の半額となっております。その保育料半額に、さらに、月金額ですが2,000円程度引き下げるといった形のものをとらせていただきました。その場合ですと、国立市の場合、現在第2子の児童が192名いるという計算になっておりますので、全額で約4,460万円程度の市の負担の額となりますが、このような形になります。

こちらのほうで試算をしたのが、今の資料1、2、3になりまして、資料4につきましては、今資料1から3がいろいろ数値をいじくっているものになりますので、一番初めは、所得税から住民税に切りかわったときに、普通システムチックに所得税の金額を住民税に切りかえたときの、前回出した資料と同じになるのですが、そちらの基準額表という形になります。こちら参考という形でつけております。

資料5、こちら資料5-1と資料5-2というのがございます。A4の縦とA4の横になって、見づらくて申しわけないのですが、こちらのほう、現行保育料、現在の保育料ですね。階層別人数及び割合のほうを示しております。5-1のほうは数字がそのまま羅列しているところがございますので、簡単に説明いたしますと、3歳児未満の割合と3歳児以上の割合をそれぞれ出し、最後に合計が出ております。これ数字で見ると難しいので、資料5-2で、こちらのほうを棒グラフにしてあらわしてございます。やはりB階層がかなり多く見えるといった形になっております。

次に資料6でございます。こちら年少扶養控除の対象世帯人数一覧表になりまして、国立市における年少扶養控除対象、16歳未満の方々の子どもの1世帯当たり、お子さんの人数別の表になっております。これも前回、国立市では世帯にはどれだけのお

子様がいるのかという話が出ましたので、資料を出させていただきました。

これで確認させていただきますと、子ども1人は約半分、56%、2人が37%、3人が6%、4人については0.74。1%程度、5人以上というのはほとんど少ないのですが、0.16%となっております。

続きまして、資料7になります。

【副会長】 済みません。ちょっと一旦ここで区切りましょう。

資料1、2、3、4、5、6、説明していただいて、いろいろ質疑があると思うので、質問等をしていただきたいのです。

資料1から6までで補足説明、質問などあると思いますので。どなたか委員の方、質問があれば挙手願います。

【委員】 いいですか、済みません。15年度というのはまだ何人いるか、資料6の。これはことしの1月ですよね。来年度については概算でというのは、要するに何人ぐらいいるか、もう生まれて、今の現在ですけど、出たり入ったりはあるんですけど。

【事務局】 資料6でございますが、こちらが2014年なので平成26年度の1月1日現在のものになっておりまして、平成27年度以降の推移については、ちょっとこちらのほうではわからないので、今わかるもので1月1日という形で、うちの情報からデータをもらって、出したものとなっております。

【委員】 もっと先にならないと出入りは。こうやって1月1日ですら年度初め、次年度も。

【事務局】 はい。

【委員】 積算をなさると考えてよろしいのですね。

【事務局】 この部分につきましては、1月1日というのは今回出した基準でございますが、直近で言えば、8月1日、9月1日ぐらいまでは出ると思うのですけれども、こちらちょっと今回、資料を作成させていただいたものにつきましては、まず平成26年度の1月1日というふうな形で出させていただきます。

【委員】 その数値が資料1から5までと変わってくると、もっと具体的なことなのなら1月ということでしょうか。私、本当に保育園は初めてなので、こういう形はみなれないです。保育所の。私が言っている意味がわかりますか。これは、試算のほうは来年度についてですよね。もとになる形でこれが出るのは来年度の27年度に対しては27年の年初めと。申し込みや何かがあれば難しいと思いますけれども。そういうふうと考えていいのですね。

【事務局】 資料1から資料3につきましては、来年度という形で、現行の4月1日に入っている現在の入所しているお子様と保育の保護者の世帯の部分で計算したのになります。資料6の年少扶養控除につきましては、こちらのほうは年齢を捉えるのは難しい面がございますので、1月1日という形で捉えさせていただきます。

来年の人数は、実際は全然わからないと思いますが、来年になったら今後、パーセントとしては、そんなに大きな変化はないというふうに考えております。

【委員】 わかりました。市負担というところでちょっとどうなのかなというのを。あまり変わらないというふうに捕らえました。上がっているのかなと思ったので。あ

りがとうございました。

【委員】 済みません。前回、お休みをさせていただいたので、議事録を確認させていただいたのですが、資料3でD-17から20階層のところで、金額が同じなのを少し変えましょうというお話があったと思うのですが、それを変えた資料がないということは、結局この割合を比較してもあまり変わらないから、今回資料が出なかったと思ってよろしいのでしょうか。

【事務局】 今回、試算という形で出させていただいたのは、現在いる世帯の計算をしたのですが、金額につきましては、例えばこの部分は引き伸ばしといいたいでしょうか、第17階層ぐらいから上の部分を伸ばしてしまうと、実際、金額がふえたかふえないかなかなか見えなくなってしまうことがございますので、その部分については、今回は出していないという形になります。

【委員】 ありがとうございます。もう1点なのですが、資料3で、金額はもともと高くなっているところを第2子が半額ということでさらに一律2,000円程度引き下げた場合、結局この方は上がらないように計算をされたということなのですか。

【事務局】 実は今回の制度、制度といいたいでしょうか、算出方法が変わった原因、変わった後のその変化があつてしまう。本来ならば、所得税計算から住民税計算に変わっても、階層は本来変わらないという形で国からは示されているところではあるのですが、実際うちのデータを回したところ、各階層が例えば今回D-10だった人が、所得等が全く変わらないにもかかわらず、同じところにいると思いきや、D-12とか、上の階層の、保育料が上がってしまうというようなことが出てしまいました。その中の原因の1つに、国のケースというのが4人世帯、4人家族に構成がなっておりまして、その部分をモデルとして、お父さん、お母さん、子ども2人のモデルケースで出していたところなのではございますが、それでは3人目のお子様がいる場合、または1人しかいないお子様の場合となりますと、その金額が本来のそのモデルケースよりも、第2子の場合は本来ならば、本来の金額よりも安くなってしまう。年少扶養控除の部分の控除の額が、その部分が2人で加味されてしまっていると。または3人の子どもにつきましては、3人いるにもかかわらず、2人しかいない形で加味されてしまっているといった形がありましたので、今回、この場合、第2子につきまして、この部分は第2子についてのみ下げた場合、今言った多子軽減の部分の少し加味できるかなというようなところがあったので、今回はこちらのほうから資料として出させていただきました。

【委員】 ありがとうございます。

【副会長】 自分からです。今の追加質問なのですが、今若干わからないのですが、住民税ベースで階層を決めるときには、子どもの数は関係なく決まるのですよね。

【事務局】 はい。

【副会長】 今していただいた説明だと、子どもが多いと負担が多いみたいな、それはあくまで国から国立市が受け取る補助金の計算のときにきいてくる、国が勝手に計算するので、個人というか、各世帯にとっては、子どもの数が多いと階層が上がってし

まうとか、そういうのではないですよ。違うと私は思っていた。

【事務局】 もともとの国のモデルケースが、一番初めが所得税のときの計算式が、子ども2人の世帯の。

【副会長】 質問の内容は、2世帯全く同じ世帯なのだけど、唯一違うのは、子どもの数が違う。こっちは1人だけ3歳、こっちには例えば双子と違って違えば、この場合は階層は同じですか、違いますか。

【事務局】 住民税ベースでよろしいですか。

【副会長】 ええ。

【事務局】 その場合は、階層は同じになります。

【副会長】 同じですよ。そういう答えが欲しいのですけど。何か子どもの数で負担が云々、もう一回確認ですけど、国が、厚労省サイドが国立市に幾ら補助金を出そうかなと計算するときに、国立市にはこのぐらいの子どもがいてと、そのときの換算ですよ。市民の観点からは関係ないですよ。

【事務局】 市民の観点からでは関係ないです。

【副会長】 ですよ。そこのところをいつものとして。わかりました。ありがとうございます。済みません。

ほかに質問は。よろしくお願ひします。

【委員】 済みません、試算2の資料なのですが、保育料のみを減額した場合というふうな形で書かれているのですけれども、これはもともと今回住民税ベースにかえることによって、前回保育料が高くなった世帯が多いですということで、全体的に下げました。そうすると、単純に下がる人もいるし、ここに書かれている、上がる人もいますということなのですよ。単純に以前よりも安くなったわという人も中にはいるということですよ。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【委員】 その中でも、上がった人たちが平均で2,432円上がってしまいましたと、減額したとしても。

【事務局】 そうですね。

【委員】 なので、それは市で負担するという資料なのですかね。

【事務局】 こちらのものの金額が、これは普通に住民税に変更したときの負担が1人当たり3,800円程度となっております。それを下げて2,400円となり、今の差額が1,400円となるのですが、その1,400円分は市が負担するという形になりまして、2,400円については、上がってしまった人の平均となりますが、そこは保護者のほうで負担というようなことがこの表になってございます。

【副会長】 質問したいのですが、それはつまり何も調整しないで新しい国の制度に乗っかると、まずBの表になるのですね。

【事務局】 はい。そうです。

【副会長】 それそのまま皆さんにお支払いただくと、1人当たり3,800円ぐらい値上がりになってしまう。それちょっとまずいので激変緩和措置ということで、C、これは国立市が独自にちょっといきなりB表なんて上がってしまうといけないので、

少し割引しましょうと、そういうことでいいですか。その割引した結果、増額が1人当たり2,432円におさまった。それでB表で3,800円上がるのを何とかA表で2,432円におさめているので、その差額は国立市が払うと。それが673万余ということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 試算の3なのですけれども、1と2とで保育料が上がる人何人、何人というふうに出ていると思うのですけれども、この試算の3ですと、保育料が上がる人何人というのが出てくるのですか。

【事務局】 今回、資料3、試算の3につきましては、子どもが何人、2人いらっしゃった場合とか3人とかいうところで金額が変わるというようなものがございますので、その部分で調整をしたものというふうになります。実際、これを行ったことでは、保育料が上がる人と下がる人というのにつきましては、計算はされていないところでございます。ただ、単に一律2,000円を下げるという形で下げたときには、このような計算になるといった形になりますので、まさにこれをもって保育料が上がる人は何人いるのかとかいうところは、済みません、そこまで計算はされておりません。申しわけございません。

【副会長】 よろしいですか。私から質問します。確認です、済みません。資料2と3を見比べて、資料2のBという場合ですね、試算2のB、これが資料3にきているのですね、まんま。

【事務局】 そうです。

【副会長】 つまり試算3というのは、その試算2のBをまずやると。割引Cはせず、かわりに2人目以降は2,000円をさらに割引しますよと、そういう意味ですね。

【事務局】 はい。こちら下の括弧書きに書いているところが半額のところなのですが、括弧書きが線に、空白といいますか、ゼロ円になっているところが、既にゼロといいましょうか。割引してしまった結果、金額がC階層の上の2番、C階層第1、第2については半額にして2,000円を引いたことによって、ゼロ円になってしましますね。

【副会長】 そうですね、つまり半額にしてさらに2,000円引くと、そういう計算になっていますね、どれも。なるほど。

【事務局】 といった形になってございます。

【副会長】 ありがとうございます。

どうでしょう。一番多分この辺の試算1、2、3、いろいろそれぞれの特徴を見比べるのが多分時間、日もかかりますので、しっかりと全部把握したいと思います。ご質問、確認があればどんどんしていきましょう。いかがでしょうか。

【委員】 試算2なのですけれども、済みません。これって、前回の話だとやっぱり単純にBの枠でいくと、保育料が子どもが多いほうが高くなるというお話だったと思うのですけれども。つまり上昇金額が高いのは、やっぱり子どもが多い人なのですよね。この1人当たりの。

【事務局】 そうですね。

【委員】 平均でならずと3, 800円だったと思うのですけれども、それよりも上の人はもちろん。

【事務局】 おります。

【委員】 いて、多い人は結局子どもが多い人ということですよ。

【事務局】 原因の1つとして、子どもがいる方というのについては上がるという形でございます。済みません、先ほどと矛盾しますね。

【委員】 子どもが、今回その平均して3, 800円だったのですけれども、急に上がるのを軽減させるために1, 400円は市で負担しますというお話でしたと思うのですけれども。

【事務局】 この表はそのとおりです。

【委員】 結局、子どもが多い人は1, 400円引かれたとしても高いままということですよ、若干は。

【事務局】 若干高くなります。

【委員】 なるほど。わかりました。

【副会長】 よろしいですか。ご質問されていない委員の方もいらっしゃると思いますが、何か発言を促すわけでは、もし聞きそびれや聞き逃しがあるといけないので。

【委員】 変に解釈しているといけないと思ひまして、じゃあ、ちょっと質問させていただきます。

試算2のこれが3にそのまま行っていますね、金額的には行っていますね。そこで、第2子分の保育料半額にはさらに一律2, 000円というところで、ゼロ、ゼロになっているところがあるのですが、この第2子分というのは、先ほど言っている子どもの数ではなくて、保育園に通っているお子さんがお2人いる、3人いるというところの計算でよろしいのですね。

【事務局】 これは試算3に出させていただいている数値につきましては、現在国立市の保育園に通っているお子様で、第2子の半額が適用されている方になっております。

【委員】 ですよ。同じ保育園でなくても、要するに保育園にお子さんが2人行っている、3人行っているとかという場合に、第3子目はゼロ、第2子目は半額ということですよ。

【事務局】 になってございます。

【委員】 ということですよ。

【事務局】 ですので、1人目が小学校1年生にいた場合につきましては、第2子がいっても、保育園は1人目ということになるのですね。

【委員】 1人目ですからね。わかりました。そのところがちょっと、済みません。

【副会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

次の議題に行く前に、方向性の一応確認質問ばかりで済みません。これ、試算1というのを見ると、これは要するに新基準にしたときに、階層はどうしても上がってしまうのですよね。その影響をなるべく排除するように独自のD階層をつくったという感じなのですか。試算1を見ていまして、右に別個に何か1列表がありますが、これは国の目安なのですね。

【事務局】 はい。

【副会長】 例えば、試算1の一番右を見ていて、例えば階層5というのがあって、8万3,500円から9万5,700円未満とありますよね。要するに何もしないで国のままに従うと、例えば階層5に入ってしまうような人がいると。だけど、それだと上がってしまうので、今までどおりにすると本来ならその人は階層2、左のほうに目を転じると、階層2ぐらいにいるべき人だったのですね。8万2,000円から9万6,000円未満、そういう調整をしたのですね。

【事務局】 こちらの調整は、保育料の一番最大に上がってしまった人の部分を一番下まで下げてしまったときになりますので。

【副会長】 下といえば現行水準。

【事務局】 現行になりますので、実は真ん中の、例えば今までがD-10とかいう階層にいた人の平均を取ると、もう少し下がり幅が狭くなるのですけれども、上るのが一番高いところの人も同じ階層に行くようにしてしまうことで、今回は上がる人がゼロという形の表をつくりました。

【副会長】 では、確認です。つまり、上がってしまう人をピンポイントで探し出して、この人に関しては上がってしまうから減額しましょう、割引しましょうとなかなかできないので、制度全体、表をいじる形でどうしても。では場合によっては、割引になっている人に、増減はないようにしている。

【事務局】 保育料が本来でもそのままスライドして同じところにいる人も、保育料を高い人もあわせて下げてしまっていることになってしまいますので、ピンポイントに上げている人だけ下げるということは、変えないということせず、全体的にその階層にいた人をあわせた階層まで下げるという形になりますので、結果この4,000万という数値の負担額まで上がってしまうと。

【副会長】 つまり、逆に言うと、もしこれ試算1を提供すると、お安くなってよかったという人もいるかもしれないという感じですよ。

【事務局】 かなりいると思います。

【副会長】 かなり。じゃあ、その上でのこの3,900万という市の負担ですね。

【事務局】 はい。

【副会長】 もうふえる人だけをターゲットにしてうまくやることはなかなかできないのですね、この表をいじる限りでは。

【事務局】 システム的に今のところだと、このような表を、そのまま下げる形に。

【副会長】 なるほど、なるほど。わかりました。

【事務局】 最も事務負担が少なく誰にも影響を与えない、上がる人を上がらないようにしております。

【副会長】 上がる人を出さないというふうに。

【事務局】 はい。とやっていると、最大これぐらいの金額になってしまいますよという。一番負担が多くなってきている。

【副会長】 市の負担がね。わかりました。

済みません。例えば試算2で、何か4,000万という数字は多分出ないでしょう

から、試算2で何か移行措置みたいなことはできないのですか。例えば1人当たりですけど2,432円ぐらい上がってしまう人をピンポイントにすることは、何かうまいやり方をしてつかまえて、例えば表向きはその新制度、住民税ベースに計算をするのだけど、上がってしまう人を何とかなくすために、一応住民税ベースで計算し、本来だったら昔の制度だったら幾らなのに高く払ってしまうという人を、本当にピンポイントでつかまえてきて、そういう人には激変緩和措置的にこういう給付をすとか、そういうことは何かできないのですか。一番ニーズはあるかなど。

【事務局】 今回、所得税計算というところが住民税計算になるという形がまず基本にあるところではあるのですが、例えば今のお話のように、上がる人を上げないようにするという局所的なやり方をやる場合ですと、住民税からもう一度計算するというのは難しいので、もう一度所得税ベースで今のと同じように源泉徴収票とかをいただき、その人の所得を見て、この人は本来D-10階層であると。なので、こちらに持ってきたときも変わらないように、D-10階層にするための措置を行うというのは、手作業で行えば、できないことはないという形となっております。

【副会長】 手作業って、その1,000人分、児童が1,000名ぐらいいるわけですよ、ぐらいをやるイメージですか。

【事務局】 そうですね。さらに幼稚園が今回施設型給付という形で入ってくるものもございまして、そこも3割増し程度で。事務量は莫大なものになりますが、もうそれ、事務という形を除けば、一番影響額が少ない形にはなるとは思います。

【副会長】 わかりました。

【事務局】 その際に、所得でその過去のデータで、その方たちの保育料をぶつけたもの、それと新しくやったものでザッと流しますんで、去年よりも上がった人たちをじゃあピンポイントでまず上げる。今度ピンポイントで上げたときに、本当にただの表のせいで上がったのか、実は所得が上がって上がったのか、そういうぶつけ方を、一個一個見ていかないと、人の目で見ないとちょっと難しいかなど。

【副会長】 じゃあ、別に、質問です、済みません、1,100とか1,200全部を手作業ではなく、上がった人を要するにピンポイントで抽出して、まず上がった人をざっと見る、これは機械的にできそうなのかな。

【事務局】 可能だと思います。

【副会長】 それは何かこのいただいた数、大体半分行かないぐらい、300とか、試算2の数字を見ますと、307人とありますよね。この307人に関しては、表の読みかえのせいで値上がったのか。そうか、これは表の読みかえだけの話ですね。わかりました。それは場合によっては、でも、下がった人でも、所得が大きく下がって、どんと保育料下がるのだけど、表の読みかえでまた上がってしまうというような人もいるわけですね。

【事務局】 あと新規の方については、過去の保育料というのはないので、所得税ベースでの計算をやる形にはなると。

【副会長】 質問です、済みません。例えば1,000人ぐらい見ることになるかと思うのですが、何時間マンパワーぐらいでできそうなのですか。

【事務局】 難しいところではございますが、去年の話で見ますと、大体1人当たり残業時間等を含め、それだけで大体一月40～50時間を使わせていただいて、人数が嘱託を入れて5人ぐらいですかね、でやって計算をしておりました。期間については約2カ月。

【副会長】 じゃあ結構200～300時間。児童1人当たり20分かかるとしても、大体300時間と。そういうイメージですかね。

【事務局】 といった形でやらせていただいております。

【事務局】 今回の住民税でやるメリットですごくあるのが、住民税のデータというのは税務データで、市役所の資料として持っていますので、保育システムにコンバットするだけですぐ計算ができるのですよ。ところが所得税ベースですと、個人からそれぞれ源泉徴収票をもらったり、確定申告の用紙をもらって、それを打ち込む作業に今の時間がかかってくると。そのまま住民税でいけば、その分事務量がぐっと減ります。

【副会長】 ぐっと減るはずだと。わかりました。

くどいようですが、なるべく質問、今のうちに出しておいたほうが割と混乱もないと思いますので。くどいかもしれませんが。どうでしょうか、ほか質問。会長は。

じゃあ、その質問がもしないようであれば、どれか、あるいはどれかとは言いませんけど、方向性は、試算1、2、3、何となく決めていく必要はあります。もちろん、これだけ委員がいたら、全員同じような意見はないですけど、これ議事録にはちゃんと残して、いろいろ議論をしたよということは、委員会、審議会ですからやるべきだと思うのですけれども、無理に全員一致にはならないと思うのですが、いろいろな意見をまずは明らかにして、共有するというのが一番だと思うので。

どうでしょうか。ざっくり感想を聞いて、またもんでみますか。時間は1人2～3分で8時ぐらいまでは回しますか。時間ありますか。ちょっとよろしいですか。何かできないですか。2～3分、こんな感じがするとか、これがいい、これがよくないとかあれば、何かいきなり振って申しわけないですけど。

【 】 いや、もう、進め方についてはそれで結構です。

【副会長】 ほかの委員で、試算1、2、3をごらんになって、どの辺の方向性がとか、コメントがあれば。

【委員】 私は前回申し上げた考え方なのでこれ以上はないです。

【副会長】 試算で言うと、どの辺が一番近そうですか。試算2、市の負担が低い、市の財政負担が少ないほうがよろしいといったような、2なり、3なりという感じですか。

【委員】 はい。

【副会長】 わかりました。

順番で、よろしくをお願いします。

【委員】 同じなのですが。ただ、事務負担が少ないほうがいいのかとかいうと1になる。やっぱり市の負担が少ないほうにちょっとウエイトがあります。

【副会長】 そうですね。

これまでに発言なさった方に合わせる必要は全然ないので、最初に見たときのご感

想をお願いします。

【委員】 どの試算を見ても、市の負担というのはありますよね。私も前回もお話はしたのですけれども、やっぱり新制度に変わるというところで、それだけで何か保育料がここで上がってしまうのはやっぱりどうかなというふうに思うので、できるだけ現行に近い形という保育料にしたいというふうに考えています。ただ、やっぱり市の負担額というところでこういうふうに数字が出ていると、市の財政を考えてしまうと、1番がすごく大きく映るのですけれども、やっぱり保護者、保育園に預けて、それからその子どもたちがゆくゆくはまた育て、納税者となっていくというようなことも考えると、できるだけ負担が、保護者の保育料の負担が上がらない形を私は望みたいなと思っています。

【副会長】 議事録にしっかり残しておきましょう。

よろしくをお願いします。

【委員】 この試算の中では、私はやっぱり、1はちょっと余りにも市の負担は大きいのかなと。もちろん、自分も子どもがいるので、保護者としては自分の家計からの負担は厳しいのですが、この市の負担を見ると、そう簡単に1でお願いしなさいと言えないというところが私にはあります。で、1は除いて2か3のどちらかのほうが方向性として私にはいいのではないかと思います。

【副会長】 いかがでしょうか。

【委員】 なかなか決めかねているところがあるのですが、保育認定が例えば短時間認定の方になってしまった人って、結局延長料金を払わなければいけない人が出てくると思うのですが、この試算にはないので。もしその短時間認定がされた人が延長料金を払います、保育料も上がりますなんていうことになったら、それはすごく大変なことだなと思うので、そう考えるとできれば試算1なのかなと思いつつも、この短時間認定のほうはまだ決まってないというので、その方がどれぐらいいるのかとか、その延長料金、その短時間に入ってしまった人の延長料金がどれぐらいかかるのかというのもちょっとわからないので難しいなと思うのですけれども。前回の議事録を見ていて、何か例えば細かくいろいろな方が負担、少ない金額を負担という形の表も、またあったら違ったのかなとか思ったりとか。でも難しい。でもこの資料1だと市の負担がすごいなと思ったり、なかなかちょっと決めかねています。済みません。

【副会長】 いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 そうですね、私もできる限り保育料が上がらないほうがいいというふうに保護者の立場からしてみると思うのですけれども、やっぱり4,000万円というのはちょっと大きいかなと思います。

でも、今回、その保育料が上がるという人は、マックスで今入っている人たちだと思うのですよ。なので、長くとも6年間だけこれがかかるというふうに思えば、6年間だけちょっと4,000万円かかるけど、それ以降はもう一律みんな所得税ベースで計算していけばいいのかなというふうにもちょっと思いました。

今回、問題になっているのが、今までの保育料よりも上がってしまう人がいますと

いうことだと思うのですね。来年度からは新規で入る方々というのは、上がるとか下がるとかは全くもう住民税ベースになっているので、いないじゃないですか。新しく新規で入る方々は、自分が上がったか下がったかなんてわかるはずもないと思うので、その方々はもう住民税ベースで考えていただいて、今入っている方々のその増減がある人たちをピンポイントで負担がないように市で負担していただくという、その試算1を適用していただくのはできないのかなというふうにちょっと思ったりもしつつ、でも、それがやっぱり難しいようであれば、私は試算3の第2子以降はもうガクッと下げますよというほうが、保護者としては第2子以降もつくろうかなという気持ちにはなるかなというふうに思いました。

【副会長】 お願いします。

【委員】 国立市は今待機児童がゼロというのを聞きますし、近隣の市町村とかと比べても何かいろいろ入るところはあるので。

【事務局】 待機児童は

【委員】 いないですね。

【事務局】 ごめんなさい、34名おります。

【委員】 あっ、いるのですか。でも、割とほかの市の人、もうちょっと新宿に近いようなところの方から言うと、国立は保育園に入りやすいからいいよねということは聞いたりしますし、前、委員が言っていたように、保育料以外のいろいろな、例えば子どもたちに対するケアの部分であるとか、そういうところでとても国立は充実しているというのも聞きますから、そういうのも全部で見ると、ここでどうしてもお金が動かなくてはいけないという部分は、市も市民も両方ができる範囲で少しずつ負担していくのが一番いいのかなというふうには思います。2か3がいいですかね。

ただ、ほかの例えば福祉とか老人のほうとかを考えると、その市民感覚、普通の個人感覚だと4,000万円ってすごく大きいと思うのですけれども、市の全体の予算の中から考えると、未来を担う子どもたちに4,000万円というのは、もしかしたら無理ではないというふうにも思えるというふうに考えると、もう1、2、3、もうちょっとみんなで話をしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

【副会長】 次の人、お願いします。

【委員】 私も先ほど待機児童のことをちょっとお聞きしようかなと思って、今ちょっと他の委員の方が気づいてくださったのでよかったのですが、やはり待機児童さんのことを考えると、たとえ10人でも20人でも、そういう方がいらっしゃるということになると、そこから見れば、保育園で行ってらっしゃる方は、行っているだけである程度の補助はいただいているというふうに捉えて、2人目、3人目は、前回もお話ししたのですけれども、やっぱり今本当に、さっきのこのデータではないですけども、ひとりっ子さんが多いので、2人目、3人目になるとぐっと少なくなってくるということがこのグラフでわかりますので、できるだけもう少子化に歯どめをかけるつもりで、2人目、3人目を育てていただきたいという希望も踏まえて、やはり保育園も小さいときから2人目、3人目、4人目のお子さんについては、できるだけ軽減してあげたいなという気持ちは前回と変わらないというところで、そうかといって、市

の財政がざくざくあるわけではございませんので、私も試算で見れば3というところ
でございます。

【副会長】 こちらの委員の意見ですが、思ったことを私のほうで申し上げると、要は
子育ての負担をどの辺で負うかということかと思えます。最初に申し上げたのですけ
ど。何で保育園にみんな入るか、要するに今までは専業主婦の方が多かった。とこ
ろが、一般的なケースとしては、お母さん、あえて言えばお母さんが働く人が多くな
ってきて、保育園にしようということですよ。要はこういう社会全体を支えるかど
うかという意思決定に近いところにあります。市の財政が、市の財政がという言い方
をして、非常に私もそれはわかります。別に私はばらまくのは全然好きではないので
すが、ただ、もし本当に子どもにいてほしいならば、国立市は子どもさん、固定資産
税を上げて、この4,000万円ぐらい出さなければいけない。4,000万円とい
う数字って多い、本当はこれ1,500万円ぐらいでうまくいけると思うのですけど、
本来ならば筋を言えば、そっちが筋だとは。ただ、議会制民主主義ですし、別にお子
さんいない家庭もたくさんありますから、その人たちの固定資産税をとってという話
ではないのですが、一応財政、財政と言う前に固定資産税をもっと上げればいいし、
かつては近所でみんなでお子さんを育てていたのが、それができないわけですから、
国立市をちゃんと子どもの声が聞こえるようなまちにしたいのであれば、それはもう
住民の方が負担するしかない。要するに霞が関サイド、永田町サイドはもう補助金減
らすわけですね。国立市に限っては、年間1,500～1,600万円減らす。それ
をじゃあ保護者があと全部子育てコストを担ってくださいと言うか、じゃあしょうが
ない、ここは国立市のほうで一肌脱いで、固定資産税でも何でも払いましょうとや
るか、その次第だというのは、一応その論点は言うておきたいです。議事録に残し
ておいてください。だから議会制民主主義だ、何だと言う前に、子育て世代の声が議
会になれば、当然固定資産税を上げたくないということも当然ありますけど、別に
それは議会のほうで決めていただくというのが私の意見です。

【委員】 質問。先ほどの短時間と長時間のあれは、認定については、こども園のこ
とですよ。保育園の中で短時間認定を行って、その保育料を補っていくとか、そこ
の説明をしていただきたい。

【事務局】 短時間と長時間の説明をさせていただきます。

今回、国から示されている中で、これは認定こども園に限らず、保育園というところ
にありまして、現在の認可保育園、12時間開所しているところではあるのですが、
その部分で、新制度では11時間使えるという保育の方と、8時間まで使えると、そ
れを超えるものについては、延長料金を払うという形の対応をするというパター
ンの2つがございます。

今短時間という部分につきましては、今国が示しているものにしますと、両親が働
いている中のどちらかが、週30時間未満の労働だった場合、週5日働いていれば1
日6時間より少ない働き時間だった場合につきましては、短時間という保育時間にな
りまして、8時間預ると。もちろん保育料につきましては、長時間といいますか、標
準の現在の保育料よりかは幾分安くなるという設定になってはいるのですけれども、

国のほうでは、長時間、短時間という2つの制度を今回設けております。基本的には労働時間の長さによって区切るものでございます。以上です。

【委員】 70%ぐらいでしたっけ。長時間に対して。

【事務局】 国から示しているところによりますと、実は1.7%しか差がない。

【委員】 1.7、そうだったかなと。

【事務局】 98.3という形になっておりまして、10万円に対して9万8,300円といった金額程度の差という形で、国のほうでは出しております。

【委員】 ありがとうございます。

あと、先ほど、今いる6年間、今いる人たちへの負担感ということも出ていたと思うのですが、何となく今を守りたいというか、今いるお母さんたちもとても大事なのですが、もちろんこの4月から入ってくる人たちも同じように大事なやっぱり国立市の子育て中のご家庭なので、何となくその差をつけるのは、私はちょっと気になったなと思いました。

それと、試算2は、本当に何か痛み分けのように見えるのですが、何か一律にというか、1人1,400円分ですよ。月の補助というのが果たして妥当なのか。所得が違う人の中についての公平さは私はあまり感じない。1人ずつ1,400円というのはどうかなと思いました。

それから、試算3については、やはりその子育て、子どもをふやしたい、2人目、3人目への推進力にはなるというか、少し頑張っているなという感じは出てくると思いました。

試算1については、下がる人が多いというのがちょっと気になるところで、これを全部やっぱり市民の税金で補うとなると、ちょっと違うのではないかなというふうにも思っています。果たしてどれが妥当なのかわかりませんが、3歳以上児については、私個人的には、今後国として無償にしてほしい、教育部分については、義務教育のようにしてほしいという考えを持っておりますので、その下の部分はやっぱり保育が必要だということで、何か今回のせっかく新しい表にするならば、ちょっと国立市独自の、国が出しているのはあくまで上限額なので、何というか、3歳以上児には手厚く、3、4、5歳児にはもうちょっと負担して、幼稚園等に行く人も同じように保護者の負担感が少なくなるような表ができないかなと、というのが、何かどれを推しているわけでもないのですが、思っています。

あと、前回出ましたどれだけ国立市が保育にお金をかけているのかというところをやっぱり見てみないと住民への説明ができないと思うので、ちょっとその説明も後で出てくるのかなと期待してきょうはおりますので、そういう感じで進めていただければと思います。

【副会長】 委員全員の方にコメントをいただいたということで、いろいろな意見があるというのは、議事録に残して、皆さんと共有するという時間も大事なかなと思います。

もちろん、結論等はまたあれですけど、質問、ごめんなさい。追加質問、済みません、ちょっといいですか。申しわけないです。

試算1のこの3,900万円について、どうもひとり歩きしてしまうのですが、

試算2のほうをよく見ると、要は市が財政負担673万円追加で払い、保護者さんが307人掛ける2,432円、月ということですね。それは年間で合わせると、この保護者さんの負担増が896万円。大体900万円ですよ。保護者さんの負担増が約900万円と。それで市の財政追加負担が670万円、そういうイメージですよ。

【事務局】 もともとが3,800円でしたか。

【副会長】 ですよ。ただもちろん、じゃあ保護者さんの負担、307人をつかまえて、この900万円軽減ができれば、市の財政負担というのは、大体1,570万円ということですよ。だから、一律にざっくりやれば、試算1は確かに安くなる人もいて、4,000万円持ち出しになってしまうのですが、値上がりする人だけをもちろん手計算で大変だと思いますけど、やれば1,500~1,600万円あれば、値上げ分は回避できるという形でいいですか、確認です。試算2はそういう試算。

【事務局】 はい。

【副会長】 わかりました。

そこにあるスケジュール観はどうですか、これ、先に幼稚園やりましょう、時間ね、なくなってくるから。もしまた保育園のほうで議論する、保育料の議論をする時間があれば、また戻ってくるとして、議題3のほうをやりましょう。

では、資料7からの説明をまた事務局のほう、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、資料7から説明させていただきます。A4横になってございます。

こちらが、前回ちょっと出させていただいた資料に少し手を加えたものになっておりますが、幼稚園の保育料という形で、幼稚園の話になります。階層別負担額表という形で書いてございます。

まず、一番左の部分が、今回国が示しました金額となっております、こちらのほうは前回も説明させていただいたのですが、国のほうはもともと2万5,700円という数字を上限に持っております、そこから就園奨励費を引き算した額をそれぞれに当てはめております。これが現在5階層になっておりまして、この金額が5段階、一番最後は6個に分かれているのですけれども、ちょっと次の表2、表3に関係がありますので、その部分の金額がちょっと書いてございます。

次に、表の2番です。こちらのほうは就園奨励費を除くという形で、保護者補助金等という形になります。説明いたしますと、東京都と国と、現在幼稚園は2つの補助金がございます。国から来ているのが就園奨励費という形で、東京都から来ているのが保護者補助金等、保護者軽減負担補助金というのがございます。

今回、国基準の徴収額、1枚目の表1につきましては、こちらのほうが就園奨励費を加味したものになっておりますので、真ん中のこの表2につきましては、保護者軽減負担補助金という形で、東京都の分だけを書いてございます。この表の1と表の2を引き算した表の3が実際の負担額となっております。

まず、一番初めの生保世帯につきましては、表の1はもともと保育料ゼロ円なので、本来この真ん中の表2につきましてもゼロ円というふうに記載するのが一番正しいと

ころではあるのですが、現在支払っている金額が生保世帯が9,300円となっており、今回そのまま記載させていただいております。そして実質の負担額が表の3になりまして、実際ゼロ円であると。一番最高につきましては2万2,600円、表2の一番下のところ、3,100円を引いた額ですね、もともとが2万5,700円という表の1から表の2の3,100円を引いた残額が2万2,600円という形になります。

済みません、ちょっと今回、私のほうでつくった表の中で、訂正がございます。申しわけございません。表2のところの上から、表1、表2、表3と、階層部分と同じ表記をしていなくてはならないところではあるのですが、表の2の部分の下から2番目と下から3番目につきまして、ちょっと数値がおかしいですね。ごめんなさい、失礼いたしました、256,300のところの表2は合っているのですが、表の3が金額が誤っておりまして、下から2番目と下から1番目の部分が、表の2の部分と同じ数値になります。ですので、下から2番目が256,300円以下というふうにさせていただき、一番下の部分が256,301円以上という形になります。大変失礼いたしました。

【副会長】 今のところ、もう一度繰り返してもらえますか。

【事務局】 もう一度繰り返させていただきます。今回、表の3の階層の部分に誤りがございました。一番下から2番目の部分のところ、256,300円以下というふうにさせていただき、一番下の部分につきましては、256,301円以上というふうに誤りがございました。大変申しわけございませんでした。資料の7の説明は以上です。

続きまして資料8及び資料9の説明に行きたいと思っております。資料8と資料9につきましては、前回、国立市の保育料につきましての補助金と、幼稚園に対する補助金、市単独分というところで、どれだけ出ているかというお話がありましたので、そちらのほうを表にしたのを書いてございます。表の8が幼稚園に対する市単独補助金となっておりまして、こちらのほうは99万8,550円と書いてございます。こちらの方は年額となっております。

それに対しまして、資料9が、2枚目のページを見ていただくと一番よろしいのですが、こちらのほうが基準といたしましては在籍児童数が75人、年会費12%という形で、一月です。一月の金額につきまして一番下の金額、435万420円、こちらの方は園に対しての市単独の加算という形でお支払いをしております。

こちらのほうを確認しますと、資料8は年額でございまして、資料9は月額となっております。

また、東京都から直接渡している、市の単独が今回もございまして、区の単独補助、私学助成の要請をされているのかどうかということもあるのですが、こちらについては、こちらのほうはちょっと市のほうでは今回は入っておりません。市の単独という形の市の負担の分の補助といったところで比較をさせていただいております。

資料10になります。こちらは先日、9月10日に子ども・子育て支援新制度の区市町村説明会の資料がございまして、そのときの資料よりもってございまして、こ

らのほうは前回の委員さんからの発言の中で、私学助成という幼稚園のほうに渡されているものにつきましては、国と都と市の割合はどうなのでしょうかという質問がございました。現在、保育園につきましては、国と都と市の割合が、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1の負担をそれぞれ行っているという説明はさせていただいたのですが、東京都のほうはどうなのでしょうかといったときのことにつきまして、資料を持ってまいりました。資料10、2枚目のところを見ていただければと思うのですが、2枚目の左側の部分になります。現状の平成26年度政府予算ベースという形で左のほうにあるのですが、上のほうが私学助成、一般助成、真ん中が就園奨励費のところ、保護者負担という3段になっている中の、私学助成につきましては、国のほうが240億円、都道府県が2,000億円となっております。この部分が24対200というような数値の割合で、国と都が出しているといった形になります。これについては、市は入ってございません。

右の表について簡単に説明させていただきますと、今回のこの私学助成と就園の部分が、今回新制度に入る幼稚園の施設型給付といった中のときには、右のような表になりまして、都道府県が持っていたものところが大幅に減りまして、その分、市町村負担というのがちょっと入ってございます。こちらのほうの割合を計算しましたところ、国と東京都と市の割合というのが、保育園では2対1対1、国が2出していたいて、都が1、市が1なのですけれども、この新制度の幼稚園の施設型給付になると、国が1、都が2、市が2の割合になります。そういうような形がこの表から読み取れるものになります。

資料の説明は以上です。

【副会長】 ありがとうございます。資料7、8、9、10に関して、まずは説明を求める質問、確認質問があれば、お願いします。

【委員】 いいですか。この表を見ると、保護者負担と利用者負担というのは結局保護者が払う金額になると思うのですけれども、この表だけパッと見ると、幼稚園の保護者が負担する額は変わらないのではないかという感じには見えるのですが、実際この間保護者会がありまして、先生からの話だと、確実にそれ、ここでも決める金額があって、さらにそのプラスアルファで必要な経費、お金が結局上乗せされて、国のこの試算というか、2,900億円以外のものが確実に値上がりというか、負担してもらわないと幼稚園側はやっていけないというお話だったのですが、やっぱりこのとおり変わらないということは、実際のところはない、変わることのほうが多い、というのは、そこはもう幼稚園次第というところなのでしょうか。

【事務局】 今回は、国から示されている部分、資料10を見ながらだと思うのですが、けれども、この新制度に移ると、今回は資料7の国の基準額、表の1、2万5,700円を上限としてくださいと。市のほうの条例で決める保育料の上限は2万5,700円にしてくださいというふうになっておりまして、それ以上につきましては、こちらのほうでも、各幼稚園のほうで幾ら取るというものにつきましては、保護者に説明をするという上乗せとか、あちらの部分にかかってきてしまいますので、今回この会議で決めるのは、国が最大で取りなさいというのは2万5,700円になっていますの

で、その各負担を考えるとといった形になってございますので、これを資料10の部分と合わせて見るのはなかなか難しいとは思いますが。実際、本人がその園で負担する保育料というのは、その園によりけりですので、ちょっとその部分まではわかりかねます。

【委員】 わかりました。

【副会長】 今に関連して質問ですが、つまり、施設給付型に移行した幼稚園さんに関しては、市のほうで保護者さんから保育料を徴収すると。それ以外に直接その施設給付型に移行した幼稚園さんとそちらに通っているご家庭との間での金銭のやりとりはありなのですか。

【事務局】 上乗せ徴収という形で可能となっております。

【副会長】 先ほどの委員が質問したその部分が、実は現行より高くなってしまわないか。

【委員】 上がるという先生からのお話も実際はあったというので。

【副会長】 あったということですか。ありがとうございます。

【事務局】 1つ修正といいましょうか、今の保育料の徴収するところは、幼稚園の場合は幼稚園が徴収いたします。

【副会長】 確認質問ですが、資料10の作成者は、これ文部科学省でよろしいですか。

【事務局】 こちらの資料自体は文部科学省がつくったもので、東京都の文部科学省のところの教育の方が説明をしております。

【副会長】 わかりました。ありがとうございます。

資料7、8、9、10、いろいろありますが、なるべく追加、確認の質問をしたいと思いますが、どしどし聞いてください。

【委員】 この金額、住民税の金額ですよ。

【副会長】 資料、どちらですか。

【委員】 資料7の表の1ですが5段階ある、例えば21万1,200円以下、以上とかとなっている、これは住民税ですよ。

【事務局】 こちらのほうは住民税所得割課税ということで、住民税でございます。

【委員】 今、隣がおっしゃった現行より高くなるという場合の上乗せは別として、上乗せは各園のそれぞれの考え方なので、上乗せをしない場合でも現行より高くなるのでしょうか。

【事務局】 こちら保育料が最大2万5,700円というふうになっております。これでいくと、一番右を見ていただくと、実質負担保育料が2万2,600円となっていてるところではございますが、国立市内では、たしか2万5,000円の保育料の幼稚園がございまして、もし2万5,700円というところというところ、そこよりかもう少々高くなってしまいうのがございます。2万6,000円以上になっている場合ですと、その部分についてはあるかないかわからないのですが、2万5,000円だけが逆転を起こすというふうには考えられます。

【委員】 それは最大の保育料の場合ですよ。

【事務局】 こちらのほうは国が示した保育料、保護者から徴収できる最大の金額、今

回の私立保育園となっております。

【副会長】 今に関連して、今の質問で、私もちょっとわかっていないところが見えたので、質問させてください。

資料7ですけれども、これは表1に基づいて、上限25,700円で例えば国立市はこのままの数字を採用したと仮にして、表1の数字でいくと。各保護者さんからいただいたお金を、国立市がいただいたお金を、各園に、在籍児童数に応じて配るのですよね。

【事務局】 その部分が生設型給付という形になるので、生設型給付に入った幼稚園に対して、児童数に応じて市が運営費のような形でお支払いします。

【副会長】 それは1人当たり幾ら払うのですか。

【事務局】 そちらにつきましては、算出方法がございまして、各園バラバラになっているんですね。例えば、幼稚園で説明いたしますと。

【副会長】 ちょっと待って。追加です。多分先ほどの委員の質問に関連するのですが、要はその1人当たり国立市から幼稚園がもらうお金が、現行の保育料より多分下がりそうということですよね。だからこそ要は結局足りなくなるので。そういう理解でよろしいですか、先ほどからの質問と合わせて。

【事務局】 そうですね。聞いている話では、今回の幼稚園の公定価格というのが出されたのは、全国平均で出したものになっております。東京都というところにつきましては、この全国平均でもやはり教育に力を入れているものがありますので、東京都が出している私学助成というものも、全国平均に比べると少し高めの設定になっております。ところが、公定価格というところで今回の新制度になってしまいますと、これが全国平均ですので少々下がってしまうというところがございます。

【副会長】 ああ、なるほど、なるほど。そうすると、いつも確認質問ばかりで済みません。ほかの委員の方にも申しわけないですが、資料10を見ると、なるほど納得がつかしました。資料10で、何か移行するとあります。要するに東京都というのは、当然物価が高いですから、それで高いと。資料10の一番最後の左のほうを見ると、東京都から2,000億円どんと来ていると。要は新制度になると、これが半分になるわけですよね。東京都基準で手厚いのは要するに半分になって、区市町村ふやすとはいえ、この基準は厚労省、地方も含めた国全体つくったので。要はやっぱり、恐らくですけど、もちろん個別ケースありますけど、東京都的基準は手厚いのは、今おっしゃったようになって、地方も全部含めた国基準の目安で徴収されるので、これじゃあ、やっていけないよねという金額しか幼稚園のほうには来るというケースが恐らくあるのではないかと。結局下がってしまったから、済みません、保護者の方に追加でまた何か教材費とかわかりませんが、上乘せをするというイメージですか。

【事務局】 そうですね。

【副会長】 なるほど、済みません、わかりました。

【事務局】 何か余計なことかもしれないけれども、東京都の隣の幼稚園が新制度に移りたいというのは、全国で見るときわめて少ない。やっていけない。全国だと20%ぐらいだけど、東京都だと3.9%ぐらいしか新制度に移行すると言っていないようですね。

【副会長】 ありがとうございます。

【委員】 それは東京都の私学助成制度。

【副会長】 私学助成のほうにまだ乗っかっておいたほうが良いということですよ。

【委員】 それが幼稚園にも保育園にも都が手厚くして、さらに国立市は前回申し上げたように、いろいろやっつけているということですよ。

【副会長】 資料を出しても、今みたいな、要するにこうなるのだよというところまで、なかなか国立市として書きにくいかもしれませんが、簡単にまとめておいていただくと、クリアになります。ありがとうございます。

【事務局】 わかりました。

【副会長】 済みません、べらべらと私ばかり。

ほかになるべく質問をとにかくして、この場にいるということは、審議会にいるということは、いろいろな各利害、関係者という言葉はよくないですけど、利害関係を持った方が来ているので、その背後にもいる人たちがどういう疑問を持つかというのを、ここでとりあえず全部議事録に残して、事務局から説明を受けるというのが審議会の役割ですから、なるべく時間の許すまで質問していただいてもいいですか。いかがでしょうか。

お願いします、次の委員。

【委員】 この間、また保護者会の話からなのですが、実際、私の子どもが通っている幼稚園は、新制度には移行しない、来年度は移行しないという結論を出していて、そこで懇親会に出たので、先生の話、よくわかって聞いていたのですが、来年度は新制度に移行するかしらないかというのを、前回も私、質問したのですが、幼稚園が選べるということで、来年度は新制度には移行しないというふうに決めたということで、来年度は実際、幼稚園に払う保育料は変わらないのですが、じゃあその次の年、再来年度に関しては、まず選べるのか選べないのかもわからない、私もわからないのですが、その点はどうなのでしょう。

【事務局】 幼稚園につきましては、今回27年度からスタートするという形になって、来年ですね、27年度からスタートするという話になっておまして、幼稚園の場合は27年度以降、いつでも入ることができる、または出ることもできるというふうになっております。ただ、例外が1つだけございます。個人立の幼稚園だけは、平成27年度にしか移行ができません。法人を持っているところにつきましては、入ることはいつでもできます。27年度以降。28年でも29年でも、現制度では30年でも全然大丈夫でございますが、個人立だけは、今回の27年度で入らない限りは法人格を持たない限り、入ることはできません。

【委員】 新制度に入ることができない。

【事務局】 新制度ですね。今回のその施設型給付という制度の中には入れない。

【委員】 施設型給付に入れないということは、今までのこの私学助成というのがもたえなくなるという、そういうことなのですか。

【事務局】 いえ、私学助成のまま。

【委員】 まま行くという。

【事務局】 行くという形になります。

【委員】 でも、いつかは必ずこの新制度に移行しなければいけないというときは来るとかいう、そういう何か予測とかはあるのでしょうか。

【事務局】 現在聞いているところだと、まず制度をつくったときに、幼稚園につきましては、どちらか選べるというふうに決まっているので、現制度では今後私学助成が消えるとかいう話にはなっておりません。さすがに10年先のものにつきましては、こちらもちよっと予測が全く立てられないところではございますが、私と言えるところは、5年以内はまずないと。今の制度が変わり、私学助成が消えるということは多分ないと思います。

【副会長】 ほかに何か、今に関連して議事録に残せる範囲で質問、あるいはコメントがあれば、ぜひお願いします。

【委員】 ちょっと質問なのですが、今のお話の中からはいくと、東京都にあるような幼稚園は、今までどおりのほうがメリットがあるということですよ。その移行することによって、若干保護者の負担が多くなるかもという可能性があるのであれば、その新制度に移行するメリットって、東京都にある幼稚園はないということなのですかね。そのメリットがなければ、どこも多分この新制度に移行しないのではないかなと思うのですが。何かメリットとあってあるのですか。

【事務局】 事務局としてとても言いづらいのですが、こちらの新制度に幼稚園が移るメリットはほとんどございません。こちらのほうは特に幼稚園を運営する施設の方の事務が非常に煩雑になります。と言いますのも、東京都私学助成では、詳しくは知らないのですが、東京都に請求して、もらえるという手順が年1回ないし2回程度しかないと聞いているのですけれども、今回、施設型給付は毎月毎月、子どもの人数に応じてお支払いをさせて、請求書をいただく形になります。子どもの人数の変更によって資料が全く変わってくる形になります。今までの幼稚園の私学助成につきましては、施設という大きさのものについて、施設は変更がないのが普通ですので、施設については大きさで支払いという形になるので、そちらのほうは事務的には楽であるというふうに思います。その関係でいきますと、あと、先ほどお話がありましたように、東京都は全国平均の今度は公定価格というところになりますと、あまり全国平均でいうと少し高い基準にあるので、今回の移行につきましても、やはりその部分についてもよくないといいたまいますか、施設がもらえるお金についても今と同じぐらい程度しかもらえない。にもかかわらず、事務が煩雑になるといった形になれば、あまり今すぐに移行するというのを考えると少ないというふうに、今回の4%と、先ほど関連からお話がありましたように、移行したい園はほとんどないというのはその点でございます。

【委員】 でも、一応考えるのですね。わかりました。

【事務局】 つけ加えなのですが、国の当初の考え方、試算は、例えば改善部分、質の向上部分で、それを公定価格に見ているので、それが上がる配分はしているのですが、それが各園さん、公定価格で計算すると、意外に今より少ないか、あるいはどうなのかなという、そういう状況なので、見合わせているという状況があるのかなと

いうふうに思います。別にメリットはないというふうまでには行けないのですけれども、まだそれが見えないので迷っているという状況だというふうに理解していただければ。

【委員】 はい、わかりました。

【副会長】 大体、その制度のあらまし等、ざっくり理解が進んだような気がします。もちろん説明会等、これからいろいろしない限り、説明は尽くしたということにはならないと思うのですが、もう少し議論、審議会を進めようとするのは、値段とかですね、特にこの辺に関して少し議論あるいはコメントがあればしていきたいかなと思います。どうでしょう。資料7が多分目安かと思うのですが、この補助金の決め方等どういう感じで進めるか、ちょっと事務局から見通し、スケジュール観を教えてください。資料7まわり、落としどころというか、何を決めるのですか、これ。

【事務局】 今回の資料7の表3のところは今回実際の保護者の負担額というふうになっておりますので、保育園では特に保護者に対してのお金の給付というのとは異なる状態でございますが、幼稚園の場合ですと、この保護者負担軽減補助金という東京都から来ているものがありますので、実負担額が表3となっております。こちらのほうを基準に、保育料をどれぐらいなのか決めていただきたいとは思っているのですが、あまり階層を細かく分けてしまいますと、先ほどの表の1の部分が、就園奨励費が加味された額というふうになっておりますので、その就園奨励費というのが今回住民税で計算をした額と同じ、住民税で計算した額との引き算から出てくるようになってございまして、表の1のような保育料の段階になっているのです。ですので、あまり細かく切ってしまうと、その就園奨励費との兼ね合いがありますので、今回こちらといたしましては、この5階層で、1から5の階層で決めていただければと思うのですが、事務局からという形でよろしいのですかね。

【副会長】 あくまで資料7という形で、こちらで受け取った、確認ですけれども、資料7の表の1にある数字、これは国の目安を転記しているものですが、これで国立市はいこうかと言っていいかどうかという確認ですかね、この審議会できけば。

【事務局】 はい。

【副会長】 わかりました。どうでしょうか。各幼稚園さんがその施設給付型という新制度に乗っかるかどうかに関しては、まだ来年度は各幼稚園さん独自の決定だと思いますということで説明を受けて、仮に国立市の幼稚園さんの中でも新制度に行くのであれば、こういう制度、受け皿をつくっておかなければいけないということで、審議会に諮られていると。表の1ですね、要は、資料7の表の1。この数字で国の目安どおりでいいですかということですが、いかがでしょうか。別にこれ、イエス・ノー、締結ではないです、コメント、質問あれば、お願いします。

【委員】 きょうの資料にはないのですけれども、前回の資料を見ると、さっきお話の中で2万5,000円の月額保育料、2万5,000円の園だけがちょっと上がるけれども、国立市内の現行の保育料でいうと、それ以外の幼稚園は安くなるというふうに捉えていいということですか。

【事務局】 今回の国の徴収額2万5,700円が上限となっておりますが、2

万5,000円という園があった場合は、その部分だけ700円ほど多く出てしまう。こちらが決定しているので、その金額となった場合には、この保育料と決定された方は、2万5,000円の保育料の幼稚園に行っていたところが、今回の制度に入った場合は700円分毎月足が出るという形になります。

【副会長】 委員の方に私から質問です。先ほど2万5,000円、前回の資料で月謝といますか、月当たりの教育ということで2万5,000円、あれは入学金とその他のは入っていない数字ですよ。ですよ。この新基準に移行したときは、ただ入学金は取れない、でもただ上乘せという形で、何らか教材費とかでそれ取れるわけですよ。であれば、必ずしも上がるわけではないですよ。例えば700円を1.2倍しても1万円にはならないので、教材費、入学金という形のどの程度取っているか、ちょっと存じ上げないので申しわけないですけど、それを1万円で割ったら、ならず形で実質負担は変わらない。ただし、実はそれでも幼稚園サイドとして受ける助成が、運営費が減るということはもちろんありますけれども、保護者負担としては、その辺はならずことはできる。一応2万5,000円が一番今低いこともあって、それは1園ですよ。これはどうしよう、これはもうこのまま乗っかっていくのがいいかなと、私の感想ですけど。ほかに、いや、そうじゃない、あるいはもうちょっとこういった論点があるという方は、ぜひ今のうちに挙げていただければと思います。

【委員】 これでいいと私は思います。

【副会長】 これでいいと思いますをいただきました。ほかにどうでしょうか。

【委員】 これでいいと思うのですけれども、さっき何年か後にそういうのがないと言ったのですけど、仮に、もし急に、いついつまでにしてくださいという方針が出たときに、もう一度、このような審議会で議論されるのかというのが不安ではいるのですけど、それは大丈夫ですかね。

【事務局】 今回、これが決定されるとした後に、またもう一度保育料について審議するかどうかですが、こちらのほうにつきましては、もちろん、また審議はすることはあると思います。ただ、現在で確約でただ3年後に行うとかいうところの確約は、ちょっと今の時点では行えませんが、前回行われたのは、平成21年から22年にかけて行われました。そこからその1つ前は平成18年に行われております。といった形になりますと、4年から5年ぐらいいに1回ぐらいい行われていることになりますので、今回のものを実際ここで決めたものもまだ不均衡があるというようなことがあれば、例えば3年以内にまた行われるということはあると思います。

【副会長】 今に関連して、これ第3回の、平成26年に開かれた審議会ですけど、これはわかりやすいですね。中央の厚労省のほうで基準が大きく変わるので、当然審議会を開いた上で制度はつくる。前回、平成22年に開いたきっかけは何だったのですか。ご存じであれば。

【事務局】 保育審議会の開催理由ですか。

【副会長】 はい、平成22年のときは、どうだったのでしょうか。

【事務局】 22年のときは、国立市の公立保育園のあり方についてでしたね。

【事務局】 保育料だけではなくて、この審議会は保育の方針だとか指針を決めるので、

諮問事項が国立の保育についてだった。

【事務局】 国立の公立保育園のあり方についてと。

【事務局】 そういうことで諮問させていただいて、答申をいただくという。今回の保育料とはまた違う審議をしていただいたと。

【副会長】 ただ、その制度が変わるからいつも開くとか、それは何か規定なり成文化されているわけでは必ずしもないと。ただ、行政サイドとして、これは開いておいたほうが良いというものに関しては、開いているという感じですね。

【事務局】 国からいろいろとそういった変更とかがあれば、もちろんそのとき保育審議会なり開いて保育料の変更だとか行えますので、その都度そういう状況についてやっていくというのがございます。審議会を開いてですね。

【副会長】 ありがとうございます。

では、この資料7方面に関してはいろいろ懸念はありますが、現行はこの表1方向で答申といいますか、には書いていく形でよさそうですね。何か今先ほどの委員からの懸案みたいなことをコメントで答申に書くことはできるのですか。

もう一度質問します。審議会自体、最終的な答申でしたっけ、まとめますよね。そのときにももちろん確約はできないけれども、大きく制度変更があったときには、審議会をなるべく開く方向で、要請があつて検討するみたいな、何かコメントというか、付記事項みたいなのは書けますか。

【事務局】 付記事項ですか。

【副会長】 前回とか書いていますよね。もちろん必ずしも拘束はしないですね。

【事務局】 例えば今回、料金を決めました、答申いたしますと。これについては柔軟にやるとか何年ぐらいとか、そういう目安というかはなにかあるのですか。

【副会長】 目安として、もちろん、例えばその全部が施設給付型に移行する、具体的にあまり書くと拘束になってしまうのですけど、ある程度ざっくり書いて、ちゃんとやろうよぐらい、付記事項ぐらいは。

【事務局】 的確に理由があればそういうことも可能だと思うのですけれども、やっぱりここで答申いただいたのは、それなりそれ相応のご意見等になりますので。

【副会長】 行政側の懸案みたいなことですね。

【事務局】 そういう理由があれば、例えばその制度も5年ぐらいをめぐりまた変わるかもしれないので、そのときにはそれを加味してくださいとか、そういう議論がございましたら、可能であるということですけど。

【副会長】 じゃあ、それまた後で少し。あんまり多分きつく書いてしまうと逆に困ったりするので、何かうまく、少し柔軟に書いておいたほうが良いですね。では、資料7番はその辺でやるしかないという感じでしょうかね。

それは議題3で一応終了と。次回日程を先に決めて、時間があれば議題2にまた戻って、次回どうするか、方向性もある程度進めたいと。

まず次回日程、議題4から確認を事務局のほうからお願いします。

【事務局】 決まっております。10月3日。

【副会長】 10月3日ですか。曜日は。

【事務局】 10月3日金曜日です。

【副会長】 時間が。

【事務局】 7時から9時。

【副会長】 午後7時から午後9時でやると。場所は。

【事務局】 第1、第2会議室です。ここでございます。

【副会長】 国立市役所の第1、第2会議室。

議題4、次回日程について、よろしいですか。

次回10月3日金曜日、午後7時から午後9時、国立市役所の第1、第2会議室でやるということになります。

それでただ、次回日程にどういった資料を持ってくるというあれはありますので、時間がある範囲でちょっと資料、議題2のところに戻ったほうがいいですね。試算1、2、3、あると思います。そこの辺から意見を求めて、ある程度議論になったと思うのですが、私のほうからですけど、例えば試算2で、要は全体どうしても1,500万円から2,000万円ぐらいの負担、これは、国立市全体でしないといけない感じがしますね。要はどうするかですね。国立市が全体税金で負担するか、保護者さん世帯で負担するか、この辺の線引きになってきたりするかということですが、まず印象は半々ぐらいというのが抑えられないかなと、私の意見ですけど、673が市の財政負担、895万がこの試算によるとですけど、保護者さんですけど、もうちょっと1人当たり上昇金額2,000円ぐらいにとどめて、市のほうはちょっと一肌脱いでほしいという気はするのですが、これは私の意見ですが、いかがですかね。全然違う意見でも、議論です。

【委員】 質問でいいですか。資料9にある保育所運営費の市単独補助金というのがこの国立市の保育に対する、他市よりも頑張っている部分という資料だと考えてよろしいのですかね。そうではない。ほかもやっている。

【事務局】 そうですね、こちらのほうは資料といたしましては、市が単独補助という形に書いてあることではございますが、この流れといたしましては、もともと東京都の都基準という、国基準の際に上乘せした都基準というのがございました。これが平成18年だったと思うのですが、そのときから東京都のほうはその基準をなかったことにしてしましまして、ところが、なくなったといっても、それをいきなり消すこともできませんので、こちらといたしましては、市の単独負担という形でこちらのほうをこのような、うちのほうで両方作りまして、お支払いをして、保育の運営とか質の低下を防ぐような形をとっております。以上です。

【副会長】 関連して質問ですが、ということは、もちろん、ほかを見ないとわからないですが、基本的には平成18年の都基準を各市町村に分けたわけですね、責任分担をして。それで市は基本的には都基準をそのままできるようにした制度がこれだと。ということは、もちろん、見ないとわからないですけど、ほかの市も同じように都基準を平成19年度以降もできるようにしようといえ、似たような補助をしている可能性はある。

【事務局】 ございます。あとはこちらの金額についてですが、こちらについては、こ

れは各市で上乘せを少ししている可能性はございます。減らしたりふやしたりはしていると思います。項目自体が東京都の都基準の形になってはいますが、この単価ですね、こちらについては、各自治体で少し変更していることはございます。

【副会長】 では、質問ですが、資料9は必ずしもこれ国立市独自で頑張っているという位置づけではないですね。

【事務局】 こちらの表の内容的には、そのようなものでございますが、単価につきましては、市のほうで頑張っております。

【副会長】 その比較はちょっとわからない。平均とかないですか。

【事務局】 きょうは資料を持ち合わせておりません。

【副会長】 わかりました。試算1、2、3周り、あるいは全然違う試算のアイデアもまだあると思うのですが、日程的にそろそろ出しておかないと、後から全然別の試算で行こうといったらちょっと対応しきれないところもあるので、今のうちに意見を言い合ひましょう。お願いします。

【委員】 資料2ですと、上がる人がやっぱり子どもが多い方というところで、子どもが多い人にとって、資料3のほうが何か保育しやすいかなと思う部分は正直あります。

【副会長】 それは確かにそうですね。

【委員】 今に加えて、試算2だと、何人預けていても子どもさん1人に対してこの月額がかかるということなので、3だと第3子はゼロですよ。かなり違う。2人いたら半額ですか。

【副会長】 第3子は現行でもゼロ。

【委員】 3人目はゼロですね、試算2でも。

【副会長】 はい。

今のうちに言っておかないと。

【委員】 先ほども意見があったと思うのですが、試算1の中で保育料が下がる人を拾って、それを下げないというか、そういうことはやっぱり難しいという理解ですかね。そういう表のつくり方は。

【事務局】 本来、上がる人だけを下げるとか、下がる人だけ下がるといった場合ですと、先ほど申し上げましたように、本来住民税で計算してしまうと、なかなか計算の根拠が、前回は所得税、今回ですね、所得税で計算してそこで次の所得税をもらったときに、それが本当に階層が上がるものか下がるものかというものを確認しないといけないので、それを行った上でさらに階層が上がるものについては、上がらないようにするといったことをすれば、手作業となりますが、できることはできます。ただ大変申しわけないのですが、仕事量といいましようか、事務量は膨大になるというものはある。

【委員】 済みません。その事務量というのは例えば特別に予算を組んでいただいて、今回の移行についての特別予算という形で取ることは可能ですか。

【事務局】 こちらにつきましては、ちょっと財政とか企画のほうと話をして、その中ではできないということはないと思います。今回の保育料を上げないという試算は、

全体的に下げてしまった場合4,000万円となっているのですが、ピンポイントで上がる人のみを上げないようにし、下がる人についてもあまり下げないような形で、現行と全く同じ形をとるといふようなものにつきましては、手作業というふうになるのですが、その人件費、職員につきましては、財政課とか職員課とか、そちらのほうと詰めて、保育料の時間に間に合うように、通常の事務の期間に間に合うようにする形で話し合いはできます。

【委員】 だから、その1回だけ、1回限りで終わる予算というのと、毎年ずっと年間何千万円とか使うのとではやっぱり違ってくると思うのですが。だから、まず資料1の保育料の増減がないにした場合という記述は間違っていますよね。ここはまず、増がないようにした場合ということですね、資料でということ。

【事務局】 はい、失礼いたしました。

【委員】 これは私個人的な意見なのですがすけれども、増も減もほぼないとしても、せっかく資料3のような案が出てきたら、ちょっとその辺を2人目、3人目の対応を手厚くしたということで、新制度になって非常に国立市が新たに考えているという姿勢を打ち出せると思うのですよ。だから、せっかくその試算3というのをを出してくださったところを反映させて、それで市の負担が年間最小限で済むように、移行期にはちょっとお金がかかるかもしれないけれども、年間の負担が少し頑張りましたということが、私の希望ですけれども。いろいろなところを手厚くしているけど、さらにやっぱり子育て支援をして、すごく頑張っている市というところを、予算的に無理だとしても、私たちの意見としては、私個人です、これはごめんなさい。1つの意見ですけれども、何かそういうことを打ち出していったほうがいいのではないかなと思います。

【副会長】 私もそう思います。

【委員】 今、先生のお話を伺って、私も孫の世代になってしまうのですが、孫が保育園に2人同時に行って、1人が小学校に行ったので、1人はやっぱり全然違うのですね。親の負担が。2人が保育園に行っているときと、小学校と。先ほど先生がおっしゃったとおり、3歳以上は無料になれば、本当にもっともっと軽減されるのかなと思うのですがすけれども、そこまでは行かないにしても、やはり2人目はもう本当に軽減して、もう最低でもお2人は育てていただきたいなという希望があります。

【副会長】 今の2人目軽減についての意見が強いかなという気もしますが、すると試算2、3をうまくいいとこ取りをなるべくできる形ですかね。どういう案がありそうですか。もう5分ぐらいしかありませんか。また、でも、こんなのがありそうだというのがあれば。

この試算2でいただいている資料2のAというやつですね。これに加えて、2人目、2,000円追加割引、追加割引をすると、市の負担額というのは基本これを見合わせる感じですよ、1,000万円のイメージ。市の財政負担が1,100万円に対し、保護者サイドとしては400万円ぐらいの負担になるイメージですね。

他部所との特に財政担当部所とのこの辺はどうなっている、例えばこちらではもう市財政負担1,000万円出してもらって、こんなこれこれこういう案で、答申を出

すという場合に、これはどういう手続になるのですか、行政的には。

【事務局】 そうですね。答申は答申という形でお出しいただきまして、そちらをもとに市長のほうでどのような形にするかというのを財政等いろいろ担当とあわせて話をして決めるというのがあるのですが、こちらのほうで財政とはあらかじめ話はしているところではございまして。

【副会長】 議事録に大丈夫ですかね。

【事務局】 今のところまでなら。

【事務局】 済みません。これ、事務局で試算を出して、これはどういう財政支出なのというのは、今言ったように概算ができていますので、それはある程度情報を共有しているということです。市議会ではやっぱりこれは市民の方が納得いただけるような結論を出していただくということです。それに市が財政根拠を与えて予算化することですので、これは議会に上げることですので、そういった承認を得て、最終的に予算化する。いわゆるある・ないという議論の前に、まずそこが先行するというふうに考えてまいります。

【副会長】 ありがとうございます。

では、答申を市長さんに出し、そして市長さんのほうで、行政サイドで予算案という形にまとめ、議会に諮る。議会の形としてはこちらの答申は全オープンなのですよ。それはたたき台にはなる。わかりました。

済みません、ベラベラと、癖で。つつい聞いてしまうのですけど。ご質問あれば、あと2～3分ですが。

方向性としては、済みません、じゃあ、どうしますか。私の提案ですけど、議長提案というか、委員の提案する、試算2、3、合わせた、やっぱりもう一回つくっていただいて、市財政負担1、000万円ぐらいのとりあえず案は出してみます。それでできそうですか、次回までに。今試算2にさらに試算3でやった2、000円引き下げ、2人目2、000円引き下げをやるかどうかという案が1つ、答申に向けて、私はつくっていただきたいなど。1人の委員からですけど、ほかに何か。例えばこの2、432円ということで、もうちょっとこれ、例えば2、000円にするべきだとか、あるいは3、000円でここはいいから、第2子は3、000円割引にするべきだとか、いろいろあると思うのですけれども、今のうちに。試算は時間がかかると思うので。

【委員】 2と3を加えた案だと、1人当たりの助成金額が2人以上いる方は432円に減るということですよ。

【副会長】 そういうイメージですよ。

【委員】 そういうことですね。

【副会長】 1人目は2、400円上がり、2人目は2、400円上がるのだけど、2、000円返ってくるので、400円、そういう感じですかね。むしろ、どの階層にいるかによって、いろいろ変わってくると思うのですけどね。

【委員】 そうですね。

【副会長】 じゃあどうしますか。試算2に加え、第2子目、2、000円引くだけ、

割引みたいなものをまずつくっていただいて、もう一回市の財政負担等かっちり、平成25年のデータを使って出していただくと。それしかないですか。

ほかにどうですか、その案を試算していただく感じ。時間、あと1～2分です。

【委員】 平成25年をベースですか。

【副会長】 計算根拠はどうなりますか。

【事務局】 今、入手できる関係で、平成26年をベースにしています。

【副会長】 ありがとうございます。じゃあ、なるべく新しい数字で試算ができる。ありがとうございます。

【委員】 上がる人、下がる人の数がやっぱり大まかでもわかったほうが、この試算3のままだでも、まず上がる人、下がる人の数が欲しいし、2、3を一緒にするのであれば、今先生がおっしゃったように、それでもおおよそどれぐらいの人が得するのかというのを判断基準にしたほうが、1が安くなる人というのはどれぐらいなのかがまだわかっていないので、そういう人がいるということと何人という数字で出るのとでは、またちょっと違うと思うので。

【副会長】 今のは計算はできますよね。

【事務局】 そうですねえ。

【委員】 難しいですか。おおよそというか。

【事務局】 やってみます。1人1人のデータで持っているので、でも保育料はもらっている人で第2子がいる人という形は、ちょっと各個別のデータがあるので、多分大丈夫だと思うのですが、次回までに間に合わせてみたいと思います。

【副会長】 次回で資料が出て、あとは答申を最終的に答申案が次々回に出てきて、基本的にはそれで了承する。これは去年、作業はもう次回までですよ。後は微調整しかできないですよ。じゃあ、それで決まってしまうようになりますよね。

じゃあ、どうしようもないですかね、それしかないですよ。2、432円のこれと、2、000円だと、決まりそうな勢い。ただ、検討をちゃんとしたほうがいいな。やっぱり今言っていたみたいなの、仮に全調査、1、100の全数調査できないのであれば、せめてサンプリングでもして、上がる下がる人数だけではなく、どのぐらい上がってしまうのかというのは把握したいですね。つまり、平均でさっき言いましたけど、1人目は2、432円、2人目が432円、2、800円の2ではなくて、場合によってはほとんど階層が上がって1万円上がっている人がいるかもしれないので、そこまで踏み込んで、どうせ調査するなら、事務局、出ますよね。

【事務局】 データとしては各個別に持っているの、最大に上がる人、最大に下がる人というのも、個別には出ます。

【副会長】 じゃあ、もうそれ全数調査していただいて、平成26年のデータを使って、答申に盛り込むのであれば、そこまでちゃんと検討しないともうしょうがないと。とても上がる人をゼロにすると4、000万円もかかってしまうのだというのをあわせてやれば、そこで少しは馴らせるかな。

【委員】 市の負担について、年間何千万というのが市の予算の中の何パーセントに当たるのかとか、私、わからないのですよ。国立市がどれだけ財政があつて、4、000

万円が高いのか低いのか、というか、もちろん高いですけど、かなり高いとは思いますがけれども、それがどの程度、その割合的に新しく予算化するときに、新しい事業を例えば始めるときに、この4,000万円で、毎年4,000万円かかる事業を国立市で予算を組んでいきますというのが本当に高いのかどうか、何か判断にする目安みたいなものはないのでしょうか。

【事務局】 ちょっと財政部局とも確認をしないと。

【委員】 何か例えば、老人への、高齢者へ向けての1つの事業を始めたときに、この事業が何千万かかっていますとか、やっぱり子どものことにどれだけ、例えば今年度何千万、国立市が税金の何パーセント子どもに対して使用しているのか、かけているのかとか、新しいことを始めるときにどうなっているのだろうか。そういう比率を知ったら、多分、もしかしたら4,000万円って高くないのかもしれないかなと思います。それも全ての住民が納得する形でこの程度の事業を始めましたということの説明になるのかなど。どういう結果が、その先生の今の計算だと、1,000万円程度にしたいのですよね、市の負担を。私はその1,000万円と4,000万円がどのぐらい割に違うのかというのが、イメージがつかめないで、そういう資料が何かあれば、お願いしたいと思います。

【副会長】 追加コメント、同じように例えば文言が出ましたけど、高齢者という、前回で議事録にも書いていただきましたが、介護保険は45億円ぐらい使っていたか。同じように霞が関サイドで、もう後は補助金控えて国立市でやってくださいと、同じような切り下げをやっているはずで、そのときに利用者負担と財政負担の割合というのを見たいですね。この場合だと、例えば保護者さんの負担が600万円、市の財政負担1,000万円とざっくりと出てきますけど、場合によっては別の制度だと、何だ、ほとんど全部市の財政負担につけかえて、利用者負担の増はしていないケースがあるかもしれない。それはやっぱりちょっと不公平なので、そこはやっぱり答申にちゃんと盛り込んだ上で書きたいですね。保護者利用負担は下げられないしということなので、その追加資料も答申に盛り込むために、よろしくお願いします。

ちょっと超過してしまいましたが、全体、方向性等よろしいでしょうか。

では、次回また、新しく出た資料をもとに、答申に向けて皆さん頑張りましょう。

きょうのところはお疲れさまでした。閉会いたします。

— 了 —